

《引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について》

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位:千円】

項 目		決 算 額
歳 入	平成27年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	85,788
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	874,355

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位:千円】

費 目	経 費	財 源 内 訳						主 な 事 業	
		特 定 財 源			一 般 財 源				
		国県支出金	地方債	そ の 他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	そ の 他			
社 会 福 祉	社会福祉費	223,862	161,052			21,962	40,848	介護給付事業、訓練等給付事業、重度心身障害者(児)医療給付助成事業	
	老人福祉費	8,110			504	772	6,834	老人保護措置事業、外出支援事業	
	児童福祉費	360,897	233,219			21,352	35,430	70,896	障害児支援事業、児童手当支給事業、病児保育事業
	小 計	592,869	394,271	0	21,856	58,164	118,578		
社 会 保 険	介護保険事業	163,221	1,561			16,042	145,618	介護保険事業特別会計繰出金	
	国民健康保険事業	117,025	57,799			11,496	47,730	国民健康保険事業特別会計繰出金	
	小 計	280,246	59,360	0	0	27,538	193,348		
保 健 衛 生	保健衛生費	1,240	84		945	86	125	後期高齢者健康診査事業、母子保健事業	
	小 計	1,240	84	0	945	86	125		
合 計	874,355	453,715	0	22,801	85,788	312,051			

※一般職人件費・一般事務費は除く。